

川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の経緯

高津市民館において、ホールで使用するための液晶プロジェクターを新たに購入したため、川崎市市民館使用規則を改正し、付帯設備として有料で貸し出すもの

2 使用料について

(1) 使用料

1回 1,650円（幸、中原、多摩、麻生市民館と同額）

(2) 購入機種

機種名：RICOH PJ WXL5670

照度：5200ルーメン

価格：366,085円

(参考) 市内及び近隣類似施設の液晶プロジェクターについて

施設名	照度 (ルーメン)	使用料
幸市民館	5000	1,650円
中原市民館	6500	1,650円
多摩市民館	5000	1,650円
麻生市民館	3700	1,650円
ミュージア川崎	2600	1,500円
産業振興会館	3000	4,000円
鶴見区民文化センター	12000	3,000円
	6000	2,000円
港北公会堂	4500	2,000円

※ルーメン・・・光束の単位

※使用料については平成29年5月の調査額